

道路運送法第9条第4項及び  
同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書

1. 運行の態様

- ・運行の態様：区域運行

2. 営業区域及び停留所（図参照）

- ・営業区域：神奈川県藤沢市 亀井野、亀井野一丁目、亀井野二丁目、亀井野三丁目、  
亀井野四丁目、西俣野及び今田
- ・停留所：26箇所

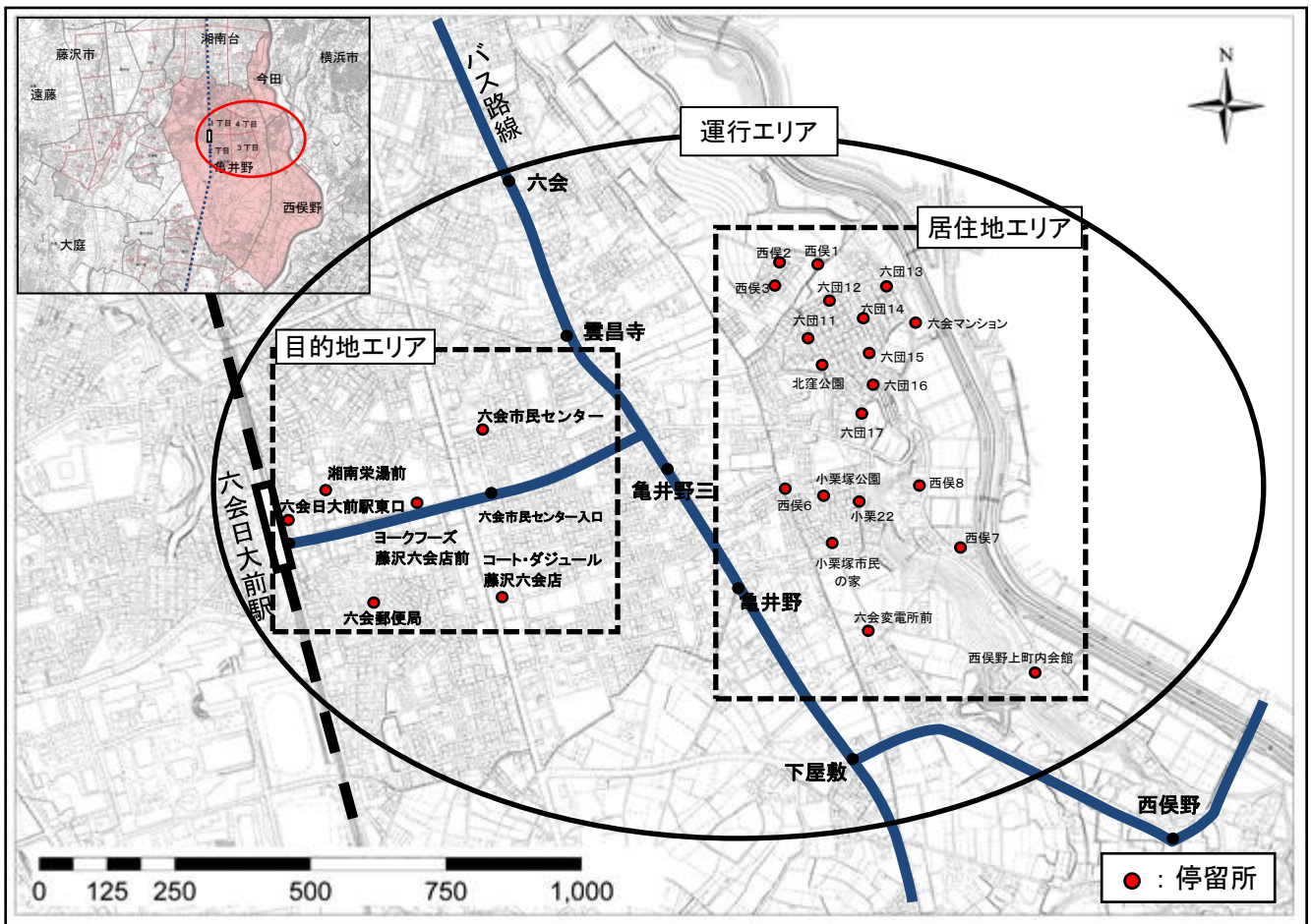


図 営業区域と停留所

3. 運行時間、運行回数

- ・運行時間：午前8時45分～午後4時50分（1時間に1便）
- ・運行回数：8回（運行予約のあった便のみ運行する）

#### 4. 使用車両

- ・車 種 : 一般乗用旅客自動車運送事業に使用する車両と兼用  
(例: トヨタプリウス)
- ・乗客定員 : 4名 (運転手込で5名)
- ・使用車両数 : 12両 (運行事業者)
- ・その他 : 車両については、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準」の適用除外とする。

#### 5. 運賃

- ・運賃 (料金) の種類、額及び適用方法
  - 大人 (中学生以上: 有料会員) : 300円
  - 大人 (中学生以上: 無料会員) : 500円
  - 小人 (未就学児除く中学生未満) : 100円
  - 幼児 (未就学児) : 大人1人につき2名まで無料
- ・利用する大人および小人は利用者登録をする必要がある。
- ・有料会員は年間3,000円を支払う必要がある。
- ・3,000円分の回数券の導入。

#### 6. 運行日

- ・祝日、振替休日及び年末年始(12/29~1/3)を除く週3日 (月・水・金)

#### 7. その他条件

- ・運行については株式会社湘南相中が行う。ただし、2021年4月1日からは神奈中タクシー株式会社が行う。
- ・運行を行う交通事業者及び藤沢市は、地域の住民に対して時刻表等の必要な情報を事前に提供する。
- ・予約受付時間は利用する便の1時間前とする。
- ・定員を超える予約があった場合は増発便を運行し、対応する。

2021年 (令和3年) 1月25日

藤沢市地域公共交通会議

会 長 岡村 敏之